

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月6日（月）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 13人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	5番	松本安幸
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	11番	松本虎彦
	12番	中村高律
	13番	小田輝彦

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 5人

第1区	島本千代治
第3区	山寄勝司
第4区	高野晃一
第7区	兵頭英樹
第8区	井上利彦

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4	報告第12号 農用地利用権設定解除申出について
日程第5	議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第9	議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第10	議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第11	議案第15号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田 所 孝 之

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、9月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長 (浜西会長・あいさつ)
- 事務局 それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長にお願いします。
- 議長 ただ今から、9月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、13名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- 議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
それでは、7番 清水委員さん、8番 木下委員さんをお願いいたします。
- 議長 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長 次に、日程第3、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 1ページの報告第11号をご覧ください。
(報告書朗読)
遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。
以上で説明を終わります。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。
(質問・意見なし)
- 議長 質疑がないようですので、次に移ります。
- 議長 次に、日程第4、報告第12号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 2ページの報告第12号をご覧ください。
(報告書朗読)

解除届出は、令和3年8月16日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

3ページは議案第9号の議案書、4ページから5ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車1台、選果機1台、草刈機2台、動力噴霧機2台、モノラック2基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間250日従事しているということから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第1区の島本推進委員さんからお願いします。

第1区

島本推進委員

宮崎委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

次に、1番の宮崎委員さんからお願いします。

1番

宮崎委員

島本推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思ひます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局 6ページは議案第10号の議案書、7ページから8ページは位置図です。それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の同意により売買する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機4台、動力噴霧機1台、モノラック2基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間300日従事しているということですのでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第8区の井上推進委員さんからお願いします。

第8区 井上推進委員 木下委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 次に、8番の木下委員さんからお願いします。

8番
木下委員
議長

井上推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第7、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局

事務局より提案説明をお願いします。

9ページは議案第11号の議案書、10ページは位置図、11ページは地番地目図、12ページは土地利用計画図、13ページから14ページは平面図、15ページから17ページは現況写真、18ページは土地改良区の意見書、19ページは始末書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①をご覧ください。

申請地は、中山間地域等に存在し、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の第2種農地であります。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われれます。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第3区の山寄推進委員さんからお願いします。

第3区
山寄推進委員

福田委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、集落内に存在し、土砂の流出や粉塵等の影響を防ぐ計画になっているため、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、3番の福田委員さんからお願いします。

3番
福田委員

山寄推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第11号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に、日程第8、議案第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局 20ページは議案第12号の議案書、21ページは位置図、22ページは地番地目図、23ページは土地利用計画図、24ページは平面図、25ページは現況写真、26ページは土地改良区の意見書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る調査書②をご覧ください。

申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内に存在し、300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある第3種農地であります。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われれます。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第4区の高野推進委員さんからお願いします。

第4区 高野推進委員 大林委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、役場の出張所から300m以内に存在し、転用により被害を及ぼすことが無い計画になっているため、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 次に、4番の大林委員さんからお願いします。

4番 高野推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

大林委員

議長 ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第12号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第9、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

27ページは議案第13号の議案書、28ページは位置図、29ページは地番地目図、30ページは土地利用計画図、31ページから35ページは平面図、36ページから41ページは現況写真、42ページは土地改良区の意見書、43ページから44ページ始末書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①をご覧ください。

申請地は、第2種農地であります。第1種農地の例外許可として認められている集落接続に該当します。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、一体利用地利用の確実性、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われま。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第7区の兵頭推進委員さんからお願いします。

第7区

兵頭推進委員

清水委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、周辺を宅地と雑種地に囲まれた孤立する農地であるため、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、7番の清水委員さんからお願いします。

7番

清水委員

兵頭推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第13号について原案のとおり決定

することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第13号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第10、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

45ページは議案第14号の議案書、46ページは位置図、47ページは地番地目図、48ページは土地利用計画図、49ページは平面図、50ページは現況写真、51ページは土地改良区の意見書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る調査書②をご覧ください。

申請地は、第2種農地であります。第1種農地の例外許可として認められている集落接続に該当します。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、一体利用地利用の確実性、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われま。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思いま。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくおしま。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第7区兵頭推進委員さんからおしま。

第7区

兵頭推進委員

清水委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、周辺にも宅地が存在しており、周辺の農地や周囲への影響はないものと思いま。また、事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしていま。以上のことから農地転用に問題はないものと思いま。ご審議のほど、よろしくおしま。

議長

次に、7番の清水委員さんからおしま。

7番

清水委員

兵頭推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思いま。ご審議のほど、よろしくおしま。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第14号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第11、議案第15号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

52ページの議案第15号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和3年8月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が2件で20筆、面積は、9,212㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

（議案書朗読）

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号54番から55番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

（質問・意見なし）

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

（閉会時間 午後2時30分）